

令和8年2月8日  
執行

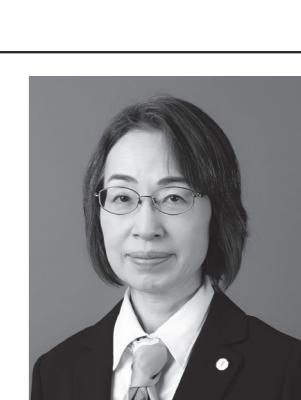
# 最高裁判所裁判官国民審査公報

奈良県選挙管理委員会

## 告示番号：1



最高裁判所判事  
たかすじゅんいち



最高裁判所判事  
おきまさみ

略歴

昭和六三年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成二年 四月 法政大学法学部非常勤講師  
一六年 四月 法政大学大学院法務研究科教授  
二一年一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事  
二八年六月 公益財團法人日弁連法務研究財团常務理事  
三〇年四月 法政大学大学院法務研究科長  
令和元年五月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事  
二年六月 最高裁判所判事

令和二年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員  
六年四月 公益財團法人大學基準協会法務系専門職  
院認証評議会委員会委員長  
七年三月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

令和七年六月二三日 第二小法廷決定

医療観察法四十二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではない。（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法一三条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。

三 令和七年一二月九日 第二小法廷判決

国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、代位行使して、同占有者の対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付）。

四 令和八年一二月九日 第二小法廷判決

国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた大阪府は、その権利を保全するため、代位行使して、同占有者の対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付）。

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専念する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざり盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉です。私は弁護士だった当時からこの言葉を心から大切に思いました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聞き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

略歴

昭和六一年一〇月 法学部卒業。京都大学大学院法学研究科法政大学名譽教授。  
平成二年一月 東京大学法学部卒業。米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）。司法試験合格。  
六年二月 東京大学法学部助手  
一九年四月 筑波大学社会科学系専任講師  
一四年四月 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）  
一六年四月 学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大）  
一九年四月 学習院大学法学部助教授  
二三年一〇月 東京大学大学院法政政治学研究科長・法学部  
令和七年四月 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）  
七月 最高裁判所判事

令和二年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員  
六年四月 公益財團法人大學基準協会法務系専門職  
院認証評議会委員会委員長  
七年三月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定

一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定

全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとした（全員一致）。

二 令和七年一〇月二二日 第三小法廷決定

コントラ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。

三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定

病院の診療録中、刑訴法三三三条二号により採用された不出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

四 令和七年一二月二三日 第三小法廷判決

住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもの、配管の設置費用等に関する所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害額であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。

五 令和七年一二月二三日 第三小法廷判決

弁護士がその職務について預かり保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士の固有債権者の差押えを排除できるには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要があり、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

一票が 輝く明日を 創り出す

投票日

# 2月8日(日曜日)

投票時間 午前7時から午後8時まで（※一部地域を除く）



奈良県選挙管理委員会



### 投票用紙の記入方法

- 罷免を可とする裁判官の名前の上の欄に×印を記載し投票してください
- 全部の裁判官の罷免を否とするときは何も書かずに投票してください

期日前投票・不在者投票は 2月7日(土)まで

(原則：午前8時30分～午後8時)

衆議院議員総選挙→1月28日(水)～2月7日(土)

最高裁判所裁判官国民審査→2月1日(日)～2月7日(土)

身体的障害をお持ちの方は、郵便投票等による不在者投票などの制度を利用できる場合があります  
詳しくは市町村選挙管理委員会にご相談ください

# 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

## 2月8日(日曜日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです。

(※一部地域を除く)

### 投票用紙の記入方法

- 罷免を可とする裁判官の名前の上の欄に×印を記載し投票してください
- 全部の裁判官の罷免を否とするときは何も書かずに投票してください

期日前投票・不在者投票は

## 2月7日(土)まで

(原則：午前8時30分～午後8時)

衆議院議員総選挙→1月28日(水)～2月7日(土)

最高裁判所裁判官国民審査→2月1日(日)～2月7日(土)

※詳しくは市町村選挙管理委員会にお問い合わせください



一票が 輝く明日を 創り出す

奈良県選挙管理委員会